

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び大分市契約事務規則（昭和 39 年規則第 12 号）第 25 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 8 月 4 日

大分市長 足立 信也

本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。
電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか大分市電子入札運用基準による。

1 競争入札に付する事項

(1) 工 事 名	市道 入蔵線道路改築工事		
(2) 工 事 場 所	大分市大字野津原		
(3) 工 期	○	契約締結日の翌日から令和 9 年 2 月 12 日まで	
	—		
	—		
(4) 工 事 概 要	施工延長 L = 22m 擁壁工 L = 19m 排水構造物工 L = 21m 舗装工 A = 97 m ² 区画線工 一式		
(5) 予 定 価 格	¥15,502,300.-（消費税及び地方消費税を含む。） ¥14,093,000.-（消費税及び地方消費税を除く。） なお、本工事は最低制限価格制度を適用する。（【 別紙 2 】を参照）		
(6) 支 払 条 件	前 払 金 有 中間前払金 有 部 分 払 なし		
(7) 備 考			

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者に限り入札参加を認める。

(1) 共通事項

① 入 札 参 加 者 の 資 格	地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
② 経 営 事 項 審 査	公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても有効な経営事項審査（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 の規定による審査をいう。）の結果の通知を受けていること。
③ 指 名 停 止 の 有 無	公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても「大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領」（平成 12 年大分市告示第 477 号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
④ 暴 力 団 排 除	公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても「大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」（平成 24 年大分市告示第 377 号。以下「排除措置要綱」という。）に基づく排除措置期間中でないこと。
⑤ 不 渡 り 等 の 有 無	開札予定日以前 3 月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実

	又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
⑥ 倒産手続等の有無	次のいずれにも該当しない者であること。（ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。） ア.破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条若しくは第１９条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者 イ.会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者 ウ.民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
⑦ 建設業の許可	一般建設業又は特定建設業の許可を有していること。（建設業法第３条第１項第１号又は第２号）
⑧ 技術者の配置	建設業法第２６条に規定される本案件の業種における技術者を当該工事に配置できること。ただし、余裕期間が設定されている場合は、契約締結日から工事の始期の前日までの余裕期間は、当該技術者の配置を要しない。
⑨ 電子登録	大分市への電子入札システムの利用者登録をしている者であること。

(2) 本案件に関する事項（表中、○印を付したものを要件とする）

区 分	適用	要 件
① 業 種	○	土木一式工事 （公告日において、「大分市建設工事競争入札参加資格審査要綱」（平成１７年大分市告示第１６１６号）により、この業種の入札参加資格の認定を受けている者であること。）
② 等 級	○	令和８年度 において、①業種の C 等級 に格付けされている者であること。
③ 指名希望順位	○	令和８年度 において、①業種の 指名希望順位を第１位又は第２位 としている者であること。
④ 指名選定エリア	○	開札予定日において、大分市内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）が、「大分市が発注する建設工事の指名競争入札参加者選定に関する要領」（平成１７年４月１日施行）第２項に規定する 第Ⅱ指名選定エリア の区域内にあること。 （【別紙３】を参照）
⑤ 平均完成工事高	—	
⑥ 本店所在地	○	建設業法に基づく主たる営業所（本店）が大分市内にあること。
⑦ 女性・若手の技術者	—	
⑧ 専任で配置する技術者	—	
⑨ 技術者の兼務	○	「大分市における建設業法第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者及び同法第２６条の５の規定の適用を受ける営業所技術者等の取扱いについて」を参照
⑩ その他事項	—	

3 入札参加制限等（本案件は、下記表のうち、○印を付した制限を適用する）

区 分	適用	備 考
(1) 手持工事による入札参加制限	○	（【別紙５】を参照）
(2) 同日開札における落札制限	○	（【別紙６】を参照）

4 入札手続等（表中の期間には、土・日曜日及び祝日等の休日を含まない）

(1) 担 当 課	大分市 総務部 契約監理課 〒 8 7 0 - 8 5 0 4 大分市荷揚町 2 番 3 1 号 (電話) 0 9 7 - 5 3 7 - 5 7 1 4		
(2) 本公告内容の交付期間、場所及び交付方法	① 交 付 期 間	令和 8 年 8 月 4 日 (火) から 令和 8 年 8 月 26 日 (水) 午後 5 時まで	
	② 交 付 場 所	(1) 担当課に同じ。	
	③ 交 付 方 法	直接交付によるほか、インターネットでも行う。 (大分県共同利用型 入札情報サービスシステム https://www.t-elis.pref.oita.lg.jp/DENTYO/GPPI_MENU)	
(3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧方法	① 閱 覧 期 間	(2) の ① に同じ。	
	② 閱 覧 方 法	電子閲覧に供する。 電子入札システム上の「設計図書等閲覧」の場所に掲示する添付ファイルを参照。システム上の障害等により、電子データをダウンロードできない場合は、速やかに未使用の CD-R を契約監理課に持参して提出すること。	
(4) 設 計 図 書 等 の 質 疑 応 答	① 質 問	提 出 方 法	書面を持参又は電子メール。ただし、電子メールで提出する場合は、提出前に(1)担当課に電話連絡を行うこと。 e-mail : keiyaku@city.oita.oita.jp
		提 出 期 間	令和 8 年 8 月 5 日 (水) から 令和 8 年 8 月 21 日 (金) まで (午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで)
		提 出 場 所	(1) 担当課に同じ。
	② 回 答 の 閱 覧	閱 覧 期 間	質問があった翌日から起算して 2 日後までに開始し、入札書受付締切日までの午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで
		閱 覧 方 法	電子入札システムによる。 (※電子入札システムにより閲覧できない場合は、(1)担当課の場所において閲覧に供する。)
(5) 競争入札参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)の提出	① 提 出 期 間	令和 8 年 8 月 4 日 (火) から 令和 8 年 8 月 24 日 (月) 午後 5 時まで	
	② 提 出 方 法	原則として電子入札システムによる。 なお、添付する書類の作成アプリケーション及びファイル形式は、次のとおりとする。 ※ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないこと。	
		アプリケーション	ファイル形式
		ア Microsoft Word	・ Word 文書 (.docx) ・ Word97-2003 文書 (.doc)
		イ Microsoft Excel	・ Excel ブック (.xlsx) ・ Excel97-2003 ブック (.xls)
		ウ その他	・ PDF (.pdf) ・ テキストファイル (.txt)
		() は拡張子	
	③ 提 出 様 式 (○を付した様式を作成・提出すること)	○	競争入札参加資格確認申請書 様式第 1 号 (その 1)
		—	履行実績 様式第 2 号 (その 1)
		—	配置予定技術者の資格等 様式第 3 号 (その 1)
(6) 現 場 説 明 会	実施しない。		

(7) 入 札 保 証 金	免除する。	
(8) 入 札 及 び 積 算 内 訳 書 の 提 出	① 提 出 期 間	令和 8 年 8 月 25 日（火）午前 9 時から 令和 8 年 8 月 26 日（水）午後 5 時まで
	② 積 算 内 訳 書 の 作 成	書式は、作成例を参考に設計図書にある各項目（土木積算の場合は工事数量総括表の費目・工種・種別・細目、建築積算の場合は内訳の名称）に対応する数量、単位及び金額を明記すること。 積算内訳書は入札書に添付すること。（ただし、契約当事者が特に認めるときは、この限りではない。） ファイル形式は(5)の②と同じ。
	③ 入 札 方 法	原則として電子入札システムによる。
	④ 入 札 回 数	原則として 1 回とする。
	⑤ そ の 他	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の <u>100分の10</u> に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の <u>110分の100</u> に相当する金額を入札書に記載すること。
(9) 開 札	① 開 札 予 定 日 時	令和 8 年 8 月 27 日（木） 午前 9 時 00 分
	② 開 札 場 所	大分市荷揚町 2 番 3 1 号 大分市役所 9 階 第 1 入札室
	③ 開 札 の 立 会	入札参加者のうち希望者は、開札に立ち会うことができる。（「大分市電子入札立会要領」を参照）
	④落札者決定の保留	開札後は、最低価格入札者の入札額及び業者名を公表の上、落札者の決定を保留し開札を終了する。
(10) 事 後 審 査 及 び 入 札 結 果 の 公 表	① 事 後 審 査	開札後に、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者の申請書等について審査する。 ア 最低価格入札者が競争参加資格を満たしている場合は、最低価格入札者を落札者とする。 イ 最低価格入札者が競争参加資格を満たしていない場合は、予定価格の制限の範囲内の最低制限価格以上をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）の競争参加資格を確認した上で、次順位者を落札者とする。 なお、次順位者が競争参加資格を満たしていない場合は、以降同様の手続を行う。
	② 入 札 の 無 効	(10)の①事後審査で確認した競争参加資格を満たしていない者が行った入札は 無効 とし、その結果を通知する。
	③ 入 札 結 果 の 公 表	(10)の①事後審査により落札者を決定した場合は、直ちに入札参加者に対し通知を行うとともに、入札結果を公表する。
(11) 入 札 参 加 者 の 公 表	この一般競争入札に参加しようとした者の名称並びにその者のうち当該入札に参加できなかった者の名称及びその理由を競争入札参加資格確認後に公表する。	

5 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明（表中の期間には、土・日曜日及び祝日等の休日を含まない）

(1) 説 明 の 請 求	競争参加資格がないと認められた者は、4 の(10)の②入札の無効の通知日の翌日から起算して 7 日以内に、書面（様式は自由）を持参して、契約当事者に対し競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができるものとする。 なお、郵送又は電送による提出は受け付けない。 また、書面の提出場所は 4 の(1)担当課とする。
---------------	--

(2) 回 答	(1)の書面を提出した者に対しては、書面の提出があった日の翌日から起算して8日以内に書面により回答する。
---------	--

6 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は 無効 とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。	
(1) 入札者としての資格のない者のした入札	
(2) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札	
(3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札	
(4) 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札	
(5) 入札金額を訂正した入札	
(6) 予定価格を上回る入札	
(7) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札	
(8) 郵送による入札	
(9) 電子入札にあっては、市長が指定する認証方法を用いない入札	
(10) 電子入札にあっては、契約担当者が使用する電子計算機に到着した入札金額等の電磁的記録が書き換えられた入札	
(11) 公告に示した競争参加資格のない者のした入札	
(12) 申請書等を提出しなかった者のした入札 (未記入の場合を含む。)	
(13) 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札 (※申請書等に虚偽の記載をした場合、指名停止要領に基づく指名停止の対象となることがある。)	
(14) 入札参加制限を受ける者のした入札	
(15) 提出期限までに積算内訳書(入札価格と一致する工事価格計又は業務価格計の総合計を記載したものに限る。)を提出しなかった者のした入札	
(16) 積算内訳書の工事価格計(消費税等相当額を除く。)又は業務価格計(消費税等相当額を除く。)が、入札価格と一致していない者のした入札	
(17) 積算内訳書の積算根拠、金額その他の内容について説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者のした入札	

7 その他

(1) 開 札 後 の 異 議 申 立 て	入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
(2) 落 札 候 補 者 の 行 っ た 入 札 の 無 効	契約担当者は、開札後、落札者を決定するまでの間に落札候補者が次の①から③のいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。 この場合、契約担当者は落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。 ① 指名停止要領に基づく指名停止措置を受けたとき ② 排除措置要綱に基づく排除措置を受けたとき ③ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき
(3) 落 札 者 決 定 の 取 消 等	契約担当者は、落札者決定後、契約締結〔議会の議決に付すべき契約(以下「議会案件」という。))の場合は、仮契約後の議会の議決〕までの間に落札者が、(2)の①から③のいずれかに該当した場合は、落札者決定の取消又は仮契約の解除を行うことができるものとする。 この場合、契約担当者は落札者決定の取消又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
(4) 契 約 保 証 金 の 納 付	契約者は、大分市契約事務規則第6条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。 ① 利付き国債の提供

	② 銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第 １８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社の保証
(5) 契 約 保 証 金 の 免 除	次のいずれかに該当する場合には、契約保証金を免除する。 ① 契約者が保険会社との間に大分市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した とき。 ② 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
(6) 請 負 業 者 賠 償 責 任 保 険	本工事の施工に当たっては、建設工事請負契約約款第６１条に基づき、工事着手前に請 負業者賠償責任保険に加入しなければならない。 (※被保険者名は「請負者、全下請負人」とすること。） 填補限度額は 対人賠償 (被害者１名当たりの填補限度額) １億円 以上

【別紙２】最低制限価格制度について

最低制限価格制度とは、入札により契約を締結しようとする場合において、予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の制限の範囲内で 最低制限価格（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする制度のことである。

本市では、建設工事及び建設コンサルタント業務等の競争入札において、最低制限価格制度を導入しており、以下のとおり取り扱うこととする。

１．対象案件

設計金額が１３０万円を超える建設工事及び５０万円を超える建設コンサルタント業務等

２．算定方法

（１）建設工事

①、②により制限割合を算定後、③により最低制限価格を算定する。

① 制限割合の算定式について

$$\frac{(\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 68\%) \times 1.10}{\text{設計額}}$$

（注１）「直接工事費の 97%の額」、「共通仮設費の 90%の額」、「現場管理費の 90%の額」、「一般管理費等の 68%の額」のそれぞれの額に 1 円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。

上記の合算額に 100 分の 110 を乗じて得た額を設計額で除して得た割合（小数第 3 位を四捨五入し、第 2 位までとする）。

（注 2）共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

② 制限割合の適用範囲

$$7.5/10 \leq \text{制限割合} \leq 9.2/10$$

（注 3）制限割合の計算結果が、適用範囲の下限値（7.5/10）を下回る場合は 7.5/10 とし、上限値（9.2/10）を上回る場合は 9.2/10 とする。

③ 最低制限価格の算定式

$$\text{最低制限価格} = \text{予定価格} \times \text{制限割合}$$

（注 4）算出した額に 1 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(2) 建設コンサルタント業務等

①、②により制限割合を算定後、③により最低制限価格を算定する。

① 制限割合の算定式について

$$\frac{(\text{項目ア} + \text{項目イ} + \text{項目ウ} + \text{項目エ}) \times 1.10}{\text{設計額}}$$

(注1) 下記別表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表アからエまでに掲げるそれぞれの額 (1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる) の合算額に、100分の110を乗じて得た額を設計額で除して得た割合 (小数第3位を四捨五入し、第2位までとする) とする。

② 制限割合の適用範囲

$$\text{別表の適用範囲の下限値} \leq \text{制限割合} \leq \text{別表の適用範囲の上限値}$$

(注2) 制限割合の計算結果が、下記別表の業種区分の欄に掲げる適用範囲の下限値を下回る場合は下限値、上限値を上回る場合は上限値とする。

③ 最低制限価格の算定式

$$\text{最低制限価格} = \text{予定価格} \times \text{制限割合}$$

(注3) 算出した額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(別表) 業種区分ごとの制限割合の算定項目

業種区分	ア	イ	ウ	エ	適用範囲
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の50%の額	—	6/10 から 8.2/10
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の60%の額	諸経費の60%の額	6/10 から 8/10
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の90%の額	一般管理費等の50%の額	6/10 から 8.1/10
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の90%の額	解析等調査業務費の80%の額	諸経費の50%の額	2/3 から 8.5/10
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の90%の額	一般管理費等の50%の額	6/10 から 8.1/10

※ 詳細は「大分市建設工事及び建設コンサルタント業務等に係る最低制限価格制度要綱」を参照

【別紙 3】大分市が発注する建設工事の指名競争入札参加者選定に関する要領（抜粋）

2 定義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

- （１） 本庁所管区域とは、大分市域のうち支所の所管区域を除く区域をいう。
- （２） 支所の所管区域とは、大分市支所設置条例（昭和 38 年大分市条例第 7 号）に記載される支所の所管区域をいう。
- （３） ブロックとは、大分市域を分割したものであり、次のとおりとする。
 - 1 ブロック 本庁所管区域のうち 大分川以西の区域
 - 2 ブロック 本庁所管区域のうち 大分川以東の区域
 - 3 ブロック 植田支所所管区域
 - 4 ブロック 大南支所所管区域
 - 5 ブロック 野津原支所所管区域
 - 6 ブロック 鶴崎支所所管区域 及び 明野支所所管区域
 - 7 ブロック 大在支所所管区域 及び 坂ノ市支所所管区域
 - 8 ブロック 佐賀関支所所管区域

- （４） 指名選定エリアとは、大分市域を分割したものであり、次のとおりとする。

- 第Ⅰ指名選定エリア 1 ブロック 及び 2 ブロック
- 第Ⅱ指名選定エリア 3 ブロック、4 ブロック 及び 5 ブロック
- 第Ⅲ指名選定エリア 6 ブロック、7 ブロック 及び 8 ブロック

【別紙５】手持工事による入札参加制限について

公告日において、手持工事を２件（優遇措置の対象者にあつては３件）有する者は、本工事の入札に参加できない。なお、その者のした入札は無効とする。

入札公告日の状況	入札参加制限	
ア．手持工事が２件 （優遇措置対象者にあつては３件）	同じ業種の入札に参加できない	誤って同じ業種の入札に参加したときは、その者のした入札は無効とする
イ．手持工事が１件	参加可能な入札件数に制限はない	ただし、落札者となり、手持工事が上限に達したときは、同じ業種の入札に参加できない（その者のした入札は無効とする）
ウ．手持工事が０件		

１．手持工事とは

次のいずれにも該当する工事をいう。

- （１）大分市（契約監理課）が発注した要件設定型一般競争入札による建設工事。ただし、公告文に入札参加制限を適用しない旨を記載したものを除く。
- （２）本工事と同一業種の工事。
- （３）本工事の公告日において施工中（落札決定のときから工事の完成検査終了の日までの間にあるもの（公告日に完成検査を受検したものを含む。））の工事。公告日以降に落札した工事もこれに含む。
ただし、本工事の公告日の属する年度より前の年度において契約締結したもののうち、当初請負代金額が３億円未満のものは除く。

２．優遇措置の対象者とは

次のいずれかに該当する者をいう。

- （１）公告日の属する年度及び過去５年度の間に、本工事と同業種の工事で大分市優良建設工事表彰を受けた者
- （２）公告日において、大分市に障害者雇用促進企業として登録されている者
- （３）公告日において、大分市に障がい者優先調達推進企業として登録されている者

３．手持工事の算入時期

入札に参加した工事の落札者となったときから手持工事の件数に算入する。

４．その他

共同企業体として契約した工事にあつては、各構成員は手持工事を１件有するものとする。

【別紙6】同日開札における落札制限について

本工事と同日に開札する、本工事を含む同業種（かつ同等級）の工事のうち、1件を落札した者は他の工事の落札者にはなれない。なお、この場合、同日落札制限の対象外とした工事は含まない。

ただし、この制限に起因して入札不調となるときは、制限を解除して**受注可能件数（※）**に応じた落札決定を行う。

（※）受注可能件数の提出要領

受注可能件数は、競争入札参加資格確認申請書（様式第1号（その1））に記載すること。

なお、受注可能件数は、同日に開札する同業種（かつ同等級）のすべての工事において同じ件数を記載すること。同じ件数となっていないものや件数の記載がないものについては、受注可能件数を1件とみなす。

《事例》

受注可能件数（A…2件、B…2件）

開札時刻	工事名	入札参加者	落札候補者	落札者 (受注件数)	考え方
9:30	工事①	A・B	A	A(1)	
9:45	工事②	A・B	A	B(1)	落札制限がAに適用され、落札者は次順位のB
10:00	工事③	A・B	A	A(2)	落札制限が両者に適用され、入札不調になるため、開札時に落札制限を解除
10:15	工事④	A・B	A	B(2)	落札制限を解除、Aは受注可能件数に達しているため、落札者は次順位のB